

全私教共済の生命共済・医療共済にご加入の皆様へのご案内です。

このご案内は、2023年5月2日時点の取り扱いです。今後、法令等の改正により変更する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症に関するご案内

日頃より、全私教共済をご利用いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また罹患されている方々につきましては、1日も早いご回復をお祈り申し上げます。

1. 給付対象となる共済金

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による入院は、入院共済金のご請求の対象となります。また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合は、死亡共済金のご請求の対象となります。新型コロナウイルス感染症を直接の原因として支払事由に該当された場合には、以下の共済金をご請求の対象となります。

2. 入院共済金（みなし入院）の取り扱いについて

（2023年5月7日の事由発生までが対象です）

2023年5月7日の事由発生（陽性診断日）までに、新型コロナウイルス感染症（陽性）と診断され、医療機関の事情などにより、自宅またはその他の病院と同等とみなせる施設で療養した場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院共済金の対象としてお取り扱いします。5月7日以前に発症していても、陽性診断日が5月8日以後であれば、対象外となります。

（注）自宅・ホテル等臨時機関での療養については、保健所や自治体に届けられた診断日（陽性判明日）以降の期間が給付対象となります。ご自身で実施した検査結果のみで陽性と判断し、保健所や自治体へ届出・登録のないまま自宅療養された場合は、給付の対象外です。

3. ご請求に必要な書類について

ご請求に必要な書類は次のとおりです。各種書類については、共済金請求の際に必要な場合がありますので、必ず保管しておいてください。

2022年11月1日以降に診断された方については、症状の有無にかかわらず一律5日の入院をされたものとみなして共済金をお支払いします。ただし、公的な証明書を取得できる重症化リスクが高い方（ア.65歳以上の方 イ.入院を要する方 ウ.新型コロナウイルス感染症治療薬または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方 エ.妊婦の方）については、

引き続き診断日(陽性判明日)以降の期間を入院とみなして共済金をお支払いします(2023年5月7日の事由発生までが対象となります)。

(1) 2022年9月25日以前に陽性と診断された方

内容	ご用意いただく書類
病院での入院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付申請書 2. 医療機関等が発行した、検査日及び陽性と診断された日のわかる書類(検査結果の通知書等) 3. 全私教共済所定の入院手術療養証明書(10日以上の場合) 4. 証明書代領収書(コピー可) 5. 同意書 <p>※9日以内入院の場合は、2の入院手術療養証明書にかえて、入院状況報告書及び入院期間が記載された領収書</p>
ご自宅での療養 ホテル等臨時機関での療養	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付申請書(生命・医療共済給付申請書) 2. 保健所が発行した以下の書類のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・療養証明書(自治体・保健所によって名称は異なります。) ・就業制限通知書 ・就業制限解除通知書 <p>※お手元がない場合、My HER-SYSの療養証明画面を印刷したもので結構です。「みなし陽性」の方はMy HER-SYSの対象外です。)管轄の保健所のWebページ等で、証明書の発行申請についてご確認いただき、証明書の取得をお願いいたします。</p>

(2) 2022年9月26日～2023年5月7日に陽性と診断された方

内容	ご用意いただく書類
病院での入院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付申請書 2. 医療機関等が発行した、検査日及び陽性と診断された日のわかる書類(検査結果の通知書等) 3. 全私教共済所定の入院手術療養証明書(10日以上の場合) 4. 証明書代領収書(コピー可) 5. 同意書 <p>※9日以内入院の場合は、2の入院手術療養証明書にかえて、入院状況報告書及び入院期間が記載された領収書</p>
ご自宅での療養 ホテル等臨時機関での療養	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付申請書(生命・医療共済給付申請書) 2. 以下の書類のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類 ・健康フォローアップセンター等の受付結果(SMS等によるものを含む。センターの名称は都道府県によって異なります) <p>※<u>いずれも本人のお名前が確認できることが要件</u>です。</p>

	<p>◎お名前が確認できない書類の場合、 現職者は給付事由証明書、 退職者は自宅療養報告書 を添付していただきます。 (お名前が確認できる書類の場合は、◎は必要ありません)</p> <p>・ My HER-SYS の療養証明書画面 2022年9月26日以降に診断された方のうち、重症化リスク の高い方のみご利用できます。</p> <p>3. 同意書</p> <p>4. 重症化リスクが高い方は追加書類</p> <p>ア. 65歳以上の方 →追加書類なし</p> <p>イ. 入院を要する方 →上記病院での入院参照</p> <p>ウ. 新型コロナウイルス感染症治療薬投与・酸素投与の方 →診療明細書または調剤証明書のコピー</p> <p>エ. 妊婦の方 →母子手帳のコピー</p>
--	--

(3) 2023年5月8日以後に陽性と診断された方

内容	ご用意いただく書類
病院での入院	1. 給付申請書 2. 医療機関等が発行した、検査日及び陽性と診断された日のわかる書類(検査結果の通知書等) 3. 全私教共済所定の入院手術療養証明書(10日以上の場合) 4. 証明書代領収書(コピー可) 5. 同意書 ※9日以内入院の場合は、2の入院手術療養証明書にかえて、入院状況報告書及び入院期間が記載された領収書
ご自宅での療養 ホテル等臨時機関 での療養	給付はありません。

※死亡その他のご請求に必要な書類については、各県私教連・組・組織、または全私教共済本部の担当者までご連絡ください。

2023.5.2